

～2019年度税制改正⑨～

2019年税制改正について、事業法人に係る主な改正内容を記載する。今回は円滑・適正な納税環境整備のための施策である。

(ポイント)

- デジタル資産(仮想通貨)の評価方法等
- その他納税環境整備施策

1. デジタル資産(仮想通貨)の評価方法等

法人税における仮想通貨の評価方法等について、次のとおり時価法を導入する等の措置が講じられる。当該措置は、2019年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用される。なお、同日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については、会計上仮想通貨につき時価評価していない場合には、以下の①及び②を適用しないことができる経過措置が講じられる。

項目	取扱い(適用期限等)
① 期末評価	法人が事業年度末に有する仮想通貨のうち、活発な市場が存在する仮想通貨については、時価評価により評価損益を計上
② 譲渡損益の計上時期	法人が仮想通貨の譲渡をした場合の譲渡損益については、その譲渡に係る契約をした日の属する事業年度に計上
③ 譲渡原価の計算方法	仮想通貨の譲渡に係る原価の額を計算する場合における一単位当たりの帳簿価額の算出方法を移動平均法又は総平均法による原価法とし、法定算出方法を移動平均法による原価法
④ 期末に有する未決済の仮想通貨	法人が事業年度末に有する未決済の仮想通貨の信用取引等については、事業年度末に決済したものとみなして計算した損益相当額を計上

(裏面に続く)



～2019年度税制改正⑨～

2. その他の円滑・適正な納税環境整備

その他の納税環境整備の円滑化、適正化に係る施策及び税制改正内容は以下の事項がある。

【その他の円滑・適正な納税環境整備】

項目	取扱い
法人設立届出書等の届出書の添付書類	①法人設立届出書及び外国普通法人となった旨の届出書について、定款等の写し以外の書類の添付を要しないこととなった ②収益事業開始届出書について、収益事業の概要等を記載した書類及び合併により設立した法人に係る書類の添付を要しないこととなった
投資法人等の課税の特例の見直し	投資法人に係る課税の特例及び特定投資信託に係る受託法人の課税の特例について、他の法人の発行済株式又は出資の50%以上を有していないこととの要件に係る次の見直しが行われた ①他の法人の出資に匿名組合出資を含める ②匿名組合を通じて間接的に有する株式等を合算(その保有株式等に匿名組合出資割合を乗じて算出する。)して判定する

(朝日税理士法人 事業法人通信チーム編集)

コラム:実務家のひとこと

(節税保険)

法人税基本通達一部改正に伴い、節税保険の税務上取扱いに一定の制限が設けられた。改正内容を踏まえた損金算入時期等が異なる3つの場合を考える。①保険期間に応じ損金算入:過剰な解約返戻率でない一般的な定期保険等保険料が対象、例)保険期間20年、保険料総額1,000万円の場合は20年間毎年50万円ずつ損金算入など。②一部資産計上・一部損金算入:ピーク時解約返戻率50%超の定期保険等が対象、年間支払保険料の一部のみしか損金算入が認められない。保険期間前半の保険料に後半の保険料(前払部分)が含まれることを考慮。後半は保険料が高額になるが、定期保険は保険期間通じ平準化されるため、前半に含まれる後半保険料は一旦資産計上、保険期間後半で取崩す。③支払日の属する事業年度損金算入:年間支払保険料30万円以下等が要件で、①②より税務メリットがある。主に短期払の第三分野保険(がん保険等)が対象となる。



朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、事業法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。